

飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通
所・入所事業所利用者PCR検査事業実施要綱

令和3年9月9日
飯塚市告示第276号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の保育施設等及び障がい児通所・入所事業所(以下「施設等」という。)において、従事者又は利用者に新型コロナウイルスの感染者が発生し、行政検査の対象とならない利用者が存在する場合において、市の負担により、未検査の利用者の検査を実施し、利用者が安心して利用できる施設環境を整えるとともに施設等や利用者の保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、感染拡大を防止することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施)

第2条 市長は、この事業によるPCR検査(以下「検査」という。)を当該検査が実施可能な検査機関(以下「検査機関」という。)に行わせることができるものとする。

(検査対象者及び検査単位)

第3条 検査の対象となる者(以下「対象者」という。)は、飯塚市内に所在する別表に掲げる施設等の従事者又は利用者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合において、行政検査の対象とならなかった無症状である当該施設等の利用者とする。この場合において、利用者の居住地は問わないものとする。

2 検査は、1施設等を1単位として実施する。

(検査の申請)

第4条 検査を受けようとする対象者の施設等の代表者は、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所利用者PCR検査申請書を市長に提出しなければならない。

(検査の承認)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所利用者PCR検査承認通知書及び検査キットを、相当と認められないときは飯塚市新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等及び障がい児通所・入所事業所利用者PCR検査否認通知書を申請者に交付するものとする。

(検査の実施)

第6条 受検が承認された施設等の代表者は、交付された検査キットを用いて対象者の検体を採取し、検体を市を通じて検査機関に送付するものとする。

(検査の費用負担)

第7条 検査費用は、無料とする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

保育施設等	保育所、保育園、認定こども園、届出保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2の規定に基づき、福岡県知事に同条に定める事項を届出している認可外保育施設をいう。)、幼稚園
障がい児通所・入所事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障がい児入所支援